

時事新報

第二千九百五十號
 明治廿四年三月廿六日 (辛卯)
 舊曆辛卯正月廿六日 (辛卯)
 出刊時間 每日六時五分
 印刷時間 每日五時三十分
 月入 十元
 年入 九十元
 (西曆一千八百九十一年)

時事新報定價

時事新報 一年三百六十五日 一日休刊セス其代價
 遠送料廣告料ハ左ノ如キ
 一枚二錢 一月間金五十錢 三月間金七十錢 六月間金一
 百〇一年間金二百〇〇
 ○時事新報 郵費ニ付テ送交スルモノハ別ノ定額外ニ
 四月十五日ノ送付ヲ中絶ス

一月	二錢	一月以上	六日以上	七日以上
二月	四錢	二月以上	一月以上	一月以上
三月	六錢	三月以上	二月以上	二月以上
六月	十二錢	六月以上	三月以上	三月以上
一年	二十錢	一年以上	半年以上	半年以上

時事新報

郵船會社に關する議會の質問

今度衆議院の議員中より政府に提出したる郵船會社保
 護金云々の質問は兼て時事新報紙上に論じたる如く同
 會社に保護金を與ふるに至りたる其不審の始末を政府
 に質問するものにして我輩に於ても感と痛とを同する所
 あり但し其書中に會社は無遠慮にも命令書第二十八條の
 改正を請願して政府の直に之を許容シ云々といふれども
 之れは我輩が屢々述べたる通り今の郵船會社の罪に非
 ず政府の従前の行状よりして自然に會社をして請願
 せしめ又その請願を許さざる可らざるの事情を造りた
 るが爲めにして本来會社は營業を專一の目的を爲すも
 のされば實物に買物の論に洩れず自家の安全利益の爲
 めに叶ふだけの低價を命ずるは實買の常にして毫も怪
 しむに足らず又た答へ可きに非ず然るに賣方ある政府
 が直に其低き評價に應じたるは何か其間に事情なきを
 得ずして其事情を不審の在る所なれば即ち質問書に云
 ふ無遠慮云々の罪は會社にあらざりて政府に在るものと
 されども其は鬼も角もとして質問全體の趣意は一々尤
 の不審にして我輩も共に詳細の説明を聞んとする者あり
 りが故に政府は之に對して如何なる説明を爲さんかとい
 ふに政府に其責任あるは明かれども今更みれば答ふる
 の辭あらざる可きが故に既往の事は答辨の限りに非ず
 して説明を越るもの外に手段ある可し若し然らず
 して既往の事に溯らんとせば従來政府の所行中我々
 の不審を抱くものは一にして足らず一々詳細の説明を
 求めれば恐らくは答辨の辭に窮するもの少からざる
 可し先づ其近きものより云へば明治十四年以來横濱の
 正金銀行は當局者の管理の宜しきを得ずして大失敗
 に及びたりとて頻りに世間に吹聴したるものが十五年
 に至り重役の更迭後は恩讐地を易く逐かに大藏省の特
 恩を蒙り遂かに行運の繁昌を致して利益の非常ありし
 次第に三友會社が濫徴を徴し利益の非常ありし政
 府の保護金を得たる事情、小坂の銀山を民間の一人に
 に賣渡したる始末、士族財産金と稱したる八十萬圓の
 金の行術は如何、又製糖事業の爲とて大坂の豪商五代
 友厚氏の發起にて設立したる朝陽館に貸渡したる其金
 の始末は如何、尙ほ遺きを追へば起業公債六十萬圓の

始末の如き其他一昨年中國會開設の準備の爲め財政を
 整理するに稱し政府従來の貸金は國庫の貸方に入る可
 きもの年賦割引として殆んど皆無に附したる理由等
 を一々枚挙して質問したれば政府財政の當局者は之に
 答ふるの辭ある可らざるが故に甚だ厚顔の言諷あれど
 も既往の事は知る所に非ず唯その時の行政に要用と認
 めたりとの一言にて無理に打拂ふの外本か可し斯く
 て政府は議會の質問に對し唯遁るもの一方にして問へ
 ども答へざるも又更に妙あり如何と云れば政府の之に
 答へざるは答ふるも又能はざるの事情あるを明にする
 ものにて議會の人々も政府無言の答辨に據りて其事情
 の原因を合點し會社保護の事に就ても單に今の會社株
 主を苦しむるの失計なるものと自覺し更に其論鋒を一
 轉す可ければあり左れば今後右等の如き質問書は必
 ず續出するに至らば政府は之に對して説明せずと雖
 も其次第始末は自から明白と爲りて議場の論議の爲め
 にも又社會一般の爲めに益する所少からざる可しと我
 輩の竊に信ずる所あり

地價修正に要する費用

地價修正の論は近頃世間に
 喧しく所々より帝國議會へ向けて請願書を捧呈する
 もの多き由なるが貴族院の或る請願委員は右に就て
 を立て米價の變動其の他の事情に由りて地價は國中到
 り所高其の宜しきを得ざる處少からざれば今地價の
 修正あらんには全國に渡りて之を爲さざるべからざる
 るに其費用を計算すれば先づ一郡に月給二十五圓の吏
 員十人を見積りて其俸給額一箇年三千圓、縣廳都役所
 の官吏が臨検するに就て要する旅費の如きも此專任吏
 員の俸給額に譲らざるべく其他の諸雜費を合算せば少
 くとも一郡一箇年の費用五六千圓に上るべし之を平均
 して一縣に費す所十萬圓と見るべし二箇年にして修正
 の實を挙げ得るものと見て一縣三十萬圓、全國の地價
 修正に要する所は實に一千萬圓に下らざるべし一千萬
 圓の金額は今日の國狀に於て到底新たに支出し得べき
 ものにあらず且つ又修正の爲めに農民の空しく奔走す

るよりして起る費用を勘定せば亦莫大のものとなるべ
 ければ地價修正の事は如何に必要と認めざるも之を實際
 に行ふんば以爲し得べからざるものあり云々との意見
 を有し居る由にて或る地價修正の請願書に對し斯々の
 理由に由り地價修正の事は言ふ可くして行ふべからざ
 るものあり然れども地價の修正を要するものと明らか
 なる次第あれば貴族院に於ては右の請願を採擇すべき
 ものと議決致し候と云ふ様ある意見書を起草したる趣
 きあれと議會へ之を持出すべしとあるや否やは未だ定ま
 らずと云へり

收穫分合と目下の米況

左の増減分合は滋澤米商店
 より各米産地の取引先きに向て需めたる報告を略記し
 たるものあり此の分合を平均すれば二十三年の收穫は
 平年に比し凡一割三分にして二十二年の凶作年に比す
 れば凡三割三分の増收されども要するに二十二年米の
 欠乏と麥の不作とにより一般の戒心を促したる爲め喰
 延したるものと昨年中に輸入したる外國米と米作豐
 饒の原因により至極割合よく前年の不足を補ひ延びて
 目下の相場上に於ても著しき高低なく亦豐作の餘勢に
 誘はれ内國米の下押もあるかの心配は近頃海外輸出の
 益々加はり一方には内地に於て外國米の需用漸く多か
 らんとする模様ありて始終程能く權衡を保つが故に最
 早今後は高低共に差したる變動はあらざるべしと云へり

産地	比二年	平年
武蔵	一分減	四分減
下總	一分減	一分八減
關東	二分減	一分減
陸奥	二分減	一分減
羽後	二分減	一分減
越前	二分減	一分減
加賀	二分減	一分減
三河	二分減	一分減
尾張	二分減	一分減
美濃	二分減	一分減
伊勢	二分減	一分減
伊予	二分減	一分減
信濃	二分減	一分減
美濃	二分減	一分減
河内	二分減	一分減
備前	二分減	一分減
備後	二分減	一分減
長門	二分減	一分減
肥後	二分減	一分減
肥前	二分減	一分減
筑前	二分減	一分減
薩摩	二分減	一分減
日向	二分減	一分減
大隅	二分減	一分減
鹿兒島	二分減	一分減

佛國の地租改正

佛國政府は地租家屋税即ち不慮産
 に課税する國稅の平均せざるを要して是まで屢々修正
 したれども常に好結果を得ざりしが去年八月を以て大
 改正を議決し本年一月一日より實施するものと云へり
 今度はや平均を得るからんと云ふ蓋し今日までの不
 平均は實に信を置く能はざる程にして例へば千八百八
 十四年に於て巴里其他セオン州に於ては土地家屋共に
 收入の二分以下を納めて足りしに下アルプスの上部諸
 州は森林を濫伐し其後水害ありしにも拘はらず七分以
 上を納め又其外の諸州に於ては六分以上を納め
 たり自由平等の號を擧げざるに於て斯くの如き有様
 あるは甚だ奇なれども土地人民の實力は計り知るべき
 ものにあらざりヨシ大凡は測定するを得るにもせよ
 桑海の極地ありしものあるべしと云へり
 租稅に關する略歴を記さんにして千七百八十九年國會にて
 は舊來の稅法を廢して分課法を實施せし其方法は
 豫め國庫の歳計を算定し其高と平等に州に分ち州
 より分ち區に分ち區より町村に分ち一町一村の負
 擔に屬するものを土地と家屋に課税するものなり左
 ば之を實施するに方りて非常の困難ありと云ふは其負
 擔額を分配すべき標準を得る能はざるの一事あり既に
 有名なる學者の中には各地方の實力如何を計算したる
 もの少からず且も雖も孰も皆取るに足らず故に國會は
 止むを得ず以前の租稅の高に應じ之比例して課税す
 るものとせり標準既に不完全なれば公平を得ざるも當
 然の事と云ひしかがら負擔に堪へず公平なりとの苦
 情四方より起

千八百二十一年に
 例へば千七百
 ンクにして千
 クとまで減
 とするに足ら
 を企て各家屋
 以て大に改良
 く成就するまで
 地方との間に
 常の相違を見
 法を以て改正
 りければ單に町
 たれども此も
 にもせよ後に
 の相違を生じ
 らん次に千八
 の改良したる事
 州を失ひ又ウ
 十一年に於て
 したるにも拘
 百八十一一年
 として取扱ひ
 をに調査する
 報告せり

特別地價修正

法案實行の結果
 を開くに北部地
 十三鎮一厘地
 部地方にては田
 畑地價六十二萬
 百七十四萬七千
 寸割合あるを以
 居る中にも填科
 三名の委員を東
 模倣を取調べし
 ○關西海運業者
 汽船は屢々本紙
 止まざるより種
 其甲斐無きには
 競争も汽船の堅
 ければ該業者の
 ヲハ全く斯る事
 他を顧みざるの
 の堅牢速力如何
 を好むの傾きあ
 は老朽の古船を
 て各船主等更に
 て切符賣所を
 船と定員二百人
 兩船總體の乘客
 多少に拘らず單
 の割合に分配する
 船等の各港に行
 かるよし左れば
 防ぎたれど又々
 新船を製造する
 數の人員を培養